

## 松戸市消費生活展実行委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「松戸市消費生活展実行委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、松戸市消費生活展の企画及び運営を行う。

（構成）

第3条 委員会は、松戸市内の消費者団体（これに準ずる団体を含む）であって、別表に掲げる団体で構成する。

（実行委員）

第4条 前条の団体はその構成員のうちから、実行委員として届ける。

（役員）

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 1名

（役員を選出）

第6条 役員は実行委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第7条 実行委員長は、委員会を代表し、会務を総轄する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会は次の事項を承認するため、実行委員による会議を開く。

- (1) 消費生活展の企画及び運営。
- (2) 上記以外の事項で、承認を要すると認められたこと。

（会議の出席）

第9条 第4条の規定により届出をした実行委員は、最低1名以上会議に出席する。

- 2 前項の規定を満たせない実行委員は、第3項に規定する構成員の資格を失うものとする。但し、やむを得ない事情があると認められる場合にはこの限りではない。

（会議の招集）

第10条 前条の会議は、別に定めるもののほか、必要に応じて実行委員長が招集する。

（委任）

第11条 この規約に定めのない事項で、緊急を要する場合は実行委員長が別に定める。

附 則

この規約は令和5年5月23日から施行し、10月23日をもって廃止する。